

横浜市住宅用スマートエネルギー設備設置費補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、住宅におけるエネルギー管理の普及を促進するため、横浜市（以下「市」という。）が実施する横浜市住宅用スマートエネルギー設備設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付手続等に関する基本的事項を定め、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 市が予算の範囲内で補助金を交付することについて、横浜市補助金の交付等に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 市民 第7条に定める補助金交付申請書の提出時において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、市の住民基本台帳に記録されている者。
 - (2) 戸建住宅 一つの建物が1住宅で、かつ、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条に定める区分所有権を有さない住宅。
 - (3) 併用住宅 戸建住宅のうち、店舗等と併用し、かつ、居住部分の面積が1/2以上である住宅。
 - (4) 集合住宅 一棟の建物が、共有部分を除き、構造上、数個の部分に区画され、各区画がそれぞれ独立して住居に供される住宅。
 - (5) 既存住宅 戸建住宅、併用住宅及び集合住宅のうち、建物の完成の日から、1年以上を経過している住宅。
- 2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

(交付対象者)

- 第3条 補助金交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者で、次条に規定するシステムを新たに既存住宅に設置する市民（以下「交付対象者」という。）とする。
- (1) 市税の滞納がないこと。
 - (2) 市内において自らの住民票における住所地に存し、自ら居住する既存住宅に、第8条第1項に定める補助金交付決定後に対象システムを設置する者であること。
 - (3) 第11条に定める実績報告書を別表1に定める期日までに提出できる者であること。

- (4) 次条に規定するシステムを設置する住宅が、補助金交付申請者以外に所有者が存在する場合は、補助金交付申請者以外の所有者全員から第7条に定める同意書を得られる者であること。
- (5) 住宅用太陽光発電システムを設置する場合にあっては、電力会社と電力受給契約を締結する者であること。
- 2 当該補助事業は、補助金規則第24条ただし書きに定める市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者からの見積書の徴収を行い難い場合に該当するものとする。

(対象システム)

第4条 補助の対象となるシステムの仕様及び補助の要件は、別表2に定める。

(補助金額)

第5条 補助金額は、別表3のとおりとする。

(申請の受付期間等)

第6条 市長は、別表1に定める期間及び条件において、この要綱に基づく補助を受けようとする者について申請を受け付けるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、別表1に定める受付期間内に、横浜市住宅用スマートエネルギー設備設置費補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請日において全ての市税を滞納していないことが証明できる書類
ただし、交付申請書の同意事項への同意をもってこの書類とみなすことができる。
- (2) 申請者の記載された住民票（交付申請書の提出の前日3か月以内に発行されたもの。）
- (3) システムを設置する住宅に係る、登記事項証明書（交付申請書の提出日の1年以内に発行されたもの。）又は申請書を提出する年度に発行された固定資産税の家屋に係る評価証明書（共有の場合は共有者の氏名がわかるもの。）
- (4) 横浜市住宅用スマートエネルギー設備設置費補助金交付申請に係る同意書（第2号様式。システムを設置する住宅の補助金交付申請者以外の所有者全員から同意を得たもの。）
- (5) 契約書の写し又はこれに代わるもの
- (6) 住宅用太陽光発電システムを設置する場合にあっては、太陽光パネルのレイアウトが確認できる図面

(7) その他市長が必要と認める書類

- 2 交付申請は、別表 1 に定める期間内に市環境創造局環境保全部環境エネルギー課に持参することにより行うものとする。
- 3 補助金規則第 5 条第 3 項の規定により、市長が交付申請において、交付申請書への記載又は添付を省略させることができる書類は、同規則同条第 2 項第 2 号から第 4 号に掲げるものとする。

(交付及び不交付の決定)

第 8 条 市長は、前条の交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、横浜市住宅用スマートエネルギー設備設置費補助金交付決定通知書（第 3 号様式）により、その旨を補助金交付予定額及び交付に関する条件を付して申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前条の交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当でないとしたときは、横浜市住宅用スマートエネルギー設備設置費補助金不交付決定通知書（第 4 号様式）により、その旨を理由を付して申請者に通知するものとする。

(計画変更の申請及び承認)

第 9 条 交付申請者は、交付申請した計画を変更しようとする場合は、遅滞なく横浜市住宅用スマートエネルギー設備設置費補助金計画変更承認申請書（第 5 号様式。以下「計画変更承認申請書」という。）を市長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

- 2 前項のうち、補助事業の計画の変更の内容が補助対象システムの変更であって、補助金の交付予定額に変更が生じない場合は、第 11 条に定める実績報告書の提出をもって代えることができる。
- 3 市長は、第 1 項の計画変更承認申請書の提出を受けたときは、その内容を精査し、計画の変更を承認した場合は、横浜市住宅用スマートエネルギー設備設置費補助金計画変更承認通知書（第 6 号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第 10 条 交付申請者は、補助事業の中止その他の理由により第 3 条に定める交付対象者の要件を満たすことができなくなった場合は、横浜市住宅用スマートエネルギー設備設置費補助金交付申請取下げ申請書（第 7 号様式。以下「交付申請取下げ申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の交付申請取下げ申請書の提出を受けたときは、その内容を精査し、交付申請の取下げを承認した場合は、横浜市住宅用スマートエネルギー設備設置費補助金申請取下げ承認通知書（第 8 号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 11 条 第 8 条第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、システムの設置を完了した後、横浜市住宅用スマートエネルギー設備設置費補助金実績報告書（第 9 号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、速やかに、かつ、別表 1 に定める期限までに市長に提出しなければならない。

- (1) システムの設置費に係る領収書の写し（システム設置費が明確なもの。内容が不明な場合は、領収書に領収内訳書を添付。）
- (2) システムの設置状態を示すカラー写真
- (3) 設置したシステムの出荷証明書（写し）又は保証書（写し）若しくはこれに代わるもの
- (4) 住宅用太陽光発電システムを設置する場合は、電力会社が発行する「電力受給契約申込書」（写し）及び「購入電力量のお知らせ」（写し）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助金規則第 14 条第 4 項の規定により、市長が実績報告において、報告、添付又は記載を省略させることができる書類は、同規則同条第 1 項第 2 号のうち補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書及び同条第 3 号から第 5 号に掲げるものとする。

(交付額の確定及び交付)

第 12 条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を精査し、本要綱に適合する場合は、補助金交付額を確定しなければならない。

2 市長は、補助金交付額を確定したときは、横浜市住宅用スマートエネルギー設備設置費補助金交付額確定通知書（第 10 号様式）により、交付決定者に対し補助金交付額を通知し、補助金を交付するものとする。

(手続の委任)

第 13 条 補助金の交付を受けようとする者は、委任状（第 11 号様式）を市長に提出することにより、第 7 条に定める交付申請、第 9 条に定める計画変更承認申請、第 10 条に定める交付申請取下げ申請及び第 11 条に定める実績報告について、第三者（以下「受任者」という。）に対してこれらの手続の権限を委任することができる。

2 受任者は、委任された手続を、誠意をもって実施するものとし、手続を通じ補助金の交付申請を行う者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 条）に従って取り扱うものとする。

3 市長は、受任者が第 1 項に規定する手続を偽りその他不正な手段により行った疑いのある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該受任者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の受任を認めないことができるものとする。

る。

(管理)

第 14 条 補助金の交付を受けた者は、対象システムを別表 4 に定める期間（以下「管理期間」という。）、善良なる管理者の注意をもって管理し、その居住する住宅において使用しなければならない。

(財産処分の制限及び返還)

第 15 条 補助金の交付を受けた者は、管理期間内において、当該住宅の売却など対象システムを処分する必要があるときは、横浜市住宅用スマートエネルギー設備設置費補助金財産処分承認申請書（第 12 号様式。以下「処分承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の処分承認申請書の提出を受けたときは、これを承認し、横浜市住宅用スマートエネルギー設備設置費補助金財産処分承認通知書（第 13 号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付を受けた者が、第 1 項の規定により対象システムを処分したときは、別表 5 に定める割合に応じて補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(交付決定及び交付額の確定の取消し並び返還)

第 16 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 8 条の規定による補助金の交付決定又は第 12 条の規定による補助金交付額の確定を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定を受けた者が、本要綱に違反した場合

(2) 補助金交付額の確定を受けた者が、本要綱に違反した場合

(3) 補助金の交付を受けた者が、補助金を対象システムの設置以外の目的に使用した場合

2 市長は、前項の取消しをしたときは、横浜市住宅用スマートエネルギー設備設置費補助金交付決定取消し通知書（第 14 号様式）により、申請者に理由を付して通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により取消しをしたときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(協力)

第 17 条 市長は、申請者又は補助金の交付を受けた者に対し、市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する調査等について協力を求めることができる。

(暴力団の排除)

第 18 条 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年横浜市条例第 51 号）第 8 条の規定に基づき、補助金交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 法第 2 条第 2 項に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、必要に応じ補助金交付申請者又は補助金交付の決定を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(その他)

第 19 条 この要綱により定めるものの他、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附則 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 3 年 12 月 13 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

過年度に交付した補助金の財産処分の申請については、第 12 号様式及び第 13 号様式、第 14 号様式を使用するものとする。

別表1（第3条、第6条、第7条及び第11条関係）

【申請等の期間及び条件について】

申請等の期間及び条件については、次のとおりとする。

申請受付期間	実績報告書提出期限
申請受付開始の日から翌年2月14日	申請受付開始の日の翌年3月10日

【条件】

- ・ 交付予定額が予算額に達したときは、上記の期間によらず交付申請受付を締め切る。
- ・ 提出書類の受付は、市環境創造局環境保全部環境エネルギー課分室窓口において、午前9～11時45分、午後1～4時45分に行う。
- ・ 実績報告書については、必要書類を全てそろえて提出期限までに必ず提出すること。
- ・ 申請受付期間の最終日及び実績報告書提出期限が土曜日、日曜日、祝祭日及び閉庁期間に当たった場合は、その直前開庁日をその期日とする。

別表2（第4条関係）

【補助の対象となるシステム及び補助の要件について】

対象となるシステム	補助の要件
HEMS（家庭用エネルギー管理機器）	経済産業省の「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（HEMS 機器導入支援事業）」の対象となる設備
家庭用燃料電池システム	経済産業省の「民生用燃料電池導入支援補助金」の対象となる設備
住宅用太陽光発電システム	発電出力が3.5kW未満で、かつ、電力会社との電力供給契約を承諾する対象となる設備

別表3（第5条関係）

【補助金額について】

対象となるシステム	補助金額	備考
HEMS（家庭用エネルギー管理機器）	1万円	
HEMS（家庭用エネルギー管理機器）及び家庭用燃料電池システム	6万円	・ 家庭用燃料電池システム及び住宅用太陽光発電システムを単体設置する場合は、補助の対象とならない。
HEMS（家庭用エネルギー管理機器）、家庭用燃料電池システム及び住宅用太陽光発電システム	11万円	・ HEMS と住宅用太陽光発電システム、及び家庭用燃料電池システムと住宅用太陽光発電システムを組み合わせる場合は補助の対象とならない。

別表4（第14条関係）

【対象システムの管理期間について】

対象となるシステム	期間
HEMS（家庭用エネルギー管理機器）	使用開始日から5年
家庭用燃料電池システム	使用開始日から6年
住宅用太陽光発電システム	電力供給開始日から10年

別表5（第15条関係）

【返還割合について】

財産処分により、交付した補助金の返還を請求する場合の金額は、対象システムの補助金相当額に当該システムの使用期間により定めた返還割合を乗じ、100円未満を切り捨てた額とする。

実績報告にある使用開始日等から起算した期間ごとに、返還割合を次のとおり定める。（処分の承認前に当該行為が行われた場合は、当該行為が行われた日から起算する。）

・HEMS（家庭用エネルギー管理機器） 補助金相当額1万円

使用期間	返還の割合
処分の承認日が、使用開始日から起算して1年に満たない場合	100%
処分の承認日が、使用開始日から起算して1年以上2年未満	80%
処分の承認日が、使用開始日から起算して2年以上3年未満	60%
処分の承認日が、使用開始日から起算して3年以上4年未満	40%
処分の承認日が、使用開始日から起算して4年以上5年未満	20%
処分の承認日が、使用開始日から起算して5年以上の場合	なし

・家庭用燃料電池システム 補助金相当額5万円

使用期間	返還の割合
処分の承認日が、使用開始日から起算して1年に満たない場合	100%
処分の承認日が、使用開始日から起算して1年以上2年未満	84%
処分の承認日が、使用開始日から起算して2年以上3年未満	67%
処分の承認日が、使用開始日から起算して3年以上4年未満	50%
処分の承認日が、使用開始日から起算して4年以上5年未満	34%
処分の承認日が、使用開始日から起算して5年以上6年未満	17%
処分の承認日が、使用開始日から起算して6年以上の場合	なし

・住宅用太陽光発電システム 補助金相当額5万円

使用期間	返還の割合
処分の承認日が、電力受給開始日から起算して1年に満たない場合	100%
処分の承認日が、電力受給開始日から起算して1年以上2年未満	90%
処分の承認日が、電力受給開始日から起算して2年以上3年未満	80%
処分の承認日が、電力受給開始日から起算して3年以上4年未満	70%
処分の承認日が、電力受給開始日から起算して4年以上5年未満	60%
処分の承認日が、電力受給開始日から起算して5年以上6年未満	50%
処分の承認日が、電力受給開始日から起算して6年以上7年未満	40%
処分の承認日が、電力受給開始日から起算して7年以上8年未満	30%
処分の承認日が、電力受給開始日から起算して8年以上9年未満	20%
処分の承認日が、電力受給開始日から起算して9年以上10年未満	10%
処分の承認日が、電力受給開始日から起算して10年以上の場合	なし